

# 秋の墨田区交通安全運動

## 実施要領

運動期間：令和5年9月21日（木）～ 9月30日（土）

**9月30日は交通事故死ゼロを目指す日です！**



ひと、つながる。  
墨田区

記録に残っている昭和43年以降、毎日、国内のどこかで交通死亡事故が発生しています。そのため平成20年に、新たな国民運動として「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられました。皆さん一人ひとりが交通ルールを遵守し、正しくマナーを実践することで、交通事故の発生を抑えていきましょう。

## 重点項目

- 1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- 3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」）の交通ルール遵守の徹底
- 5 二輪車の交通事故防止
- 6 放置自転車・放置二輪車の撲滅

### 第1 目的

交通安全運動をきっかけに、区民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組みに参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的としています。

### 第2 期間

令和5年9月21日（木）～ 9月30日（土）までの10日間

### 第3 主催

墨田区交通安全対策協議会 構成団体（順不同）

本所警察署、向島警察署、本所交通安全協会、向島交通安全協会、本所消防署、向島消防署、墨田区商店街連合会、墨田区町会・自治会連合会、国土交通省東京国道事務所、東京都第五建設事務所、京成バス（株）奥戸営業所、東日本旅客鉄道（株）錦糸町営業統括センター、東武鉄道（株）とうきょうスカイツリー駅、京成電鉄（株）押上駅、墨田区立小学校校長会、墨田区立中学校校長会、墨田区立小学校PTA協議会、墨田区立中学校PTA連合会、墨田区老人クラブ連合会、墨田区議会、墨田区教育委員会、墨田区

### 第4 スローガン

「世界一の交通安全都市T O K Y Oを目指して」

### 第5 運動の重点

#### 1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

令和5年上半期（令和5年1月から6月まで）の交通事故件数（14,815件）は、昨年度同時期に比べて増加しています。

令和5年上半期の子供（幼児、小学生、中学生）の交通人身事故発生件数（890件）のうち、時間帯別の発生件数は、14時から16時まで（175件）と16時から18時まで（287件）の下校時間帯が約52%を占めています。

子供の交通事故で歩行者側に違反がある場合、その最も多い原因は子供の飛び出しです。

各家庭で交通ルールを守ることの大切さについて話し合しましょう。

また、令和5年上半期の交通人身事故による死者数（52人）の内、高齢者（65歳以上）の交通事故死者数（14人）となっています。高齢者の死者数のうち、歩行中の死者数は（8人）と全体の半数を占めています。

特に横断歩道やその付近での交通事故が発生しています。

家庭、地域では  
・交通ルールを守ることの大切さについて話し合い、交通安全意識を高めましょう。  
・親や周囲の大人が交通ルールを守る、横断歩道を必ず渡る、青信号であっても必ず左右を確認するなど、子供のお手本となりましょう。

運転者は  
・住宅街や裏通りの交差点は徐行をして、飛び出しに注意しましょう。  
・子供や高齢者を見かけたら徐行運転をするなど「思いやりのある運転」をしましょう。  
・高齢運転者は、自己の運転能力を過信することなく安全運転を心がけましょう。

職場、学校等では  
・広報誌や懸垂幕などあらゆる媒体を活用して、積極的な広報啓発活動を進めましょう。  
・交通弱者である子供と高齢者に対して、学校や職場で日常的に交通安全を指導しましょう。

#### 2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

夕暮れ時や夜間は、重大事故につながる交通事故が多発しています。

歩行中及び自転車乗用中の交通事故が特に多く、主な原因として、歩行中は飛び出しや信号無視、横断歩道外の横断によるもの、自転車乗用中は、交差点や裏路地の出合頭で安全確認を怠った事故が目立っています。

飲酒運転による交通事故は、166件（令和3年は137件）と増加しています。依然として飲酒運転による交通事故は後を絶ちません。

家庭、地域では  
・外出時には明るく目立つ服装を心掛け、「反射材」を身に付けて、車の運転者に「自分の存在をアピール」しましょう。  
・飲酒運転の罪の重さを再認識しましょう。車を運転する人に酒を勧めたり、飲酒している人に車を貸したり、飲酒運転の車に同乗することも犯罪です。

運転者は  
・夕暮れ時から、車や自転車のライトを必ず点灯しましょう。  
・自転車に乗る時は、身を守るためにヘルメットを着用しましょう。  
・「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」を徹底しましょう。

職場・学校等では  
・警察署や自治体と連携して、反射材を活用した交通安全教室を開催し、反射材用品の有効性を理解させ、全員着用を目指しましょう。  
・警察署と連携し講習会を開催するなど、飲酒運転の犯罪性を指導しましょう。

### 3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車は、身近な交通手段ですが、自転車側に法令違反がある重大な交通事故が後を絶たないことから、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底及び実践が必要です。

交通事故発生件数 14,815 件のうち、6,759 件は自転車が関与している交通事故で、全体の約 46% を占めています。

- 自転車の利用者は
- ・自転車は「軽車両」です。利用方法と交通ルールについて、理解を深めましょう。
  - ・電動自転車を利用している方は、スピードの出しすぎに注意しましょう。特に狭い道路を通行する際は、歩行者と接触する危険があるため、徐行するなど安全に運転しましょう。
  - ・子供や高齢者を見かけたら、徐行するなど「思いやりのある運転」をしましょう。
  - ・自転車乗車時は、身を守るためにヘルメットを着用しましょう。
  - ・自転車は車道を通行することが原則です。自転車ナビマーク・自転車ナビラインが設置されている道路は積極的に利用しましょう。
- 自転車安全利用五則
- ・車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
  - ・交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
  - ・夜間はライトを点灯
  - ・飲酒運転は禁止
  - ・ヘルメットを着用

### 4 特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」）の交通ルール遵守の徹底

電動キックボードは手軽な乗り物ですが、車やバイクと同じ交通ルールで走る乗り物です。

- ・運転免許証は不要となりましたが、16 歳未満は運転禁止です。
- ・ヘルメット着用の努力義務があります。
- ・特定原付専用のナンバープレートが必要です。
- ・歩道通行は原則禁止です。車道又は自転車道を走行し、左側通行をしましょう。（「特定原付」のうち『特例特定原付』のみ自転車が通行可能な歩道（標識等で特例特定原付の通行が禁止されている場合は除く）に限り時速 6 km 以下で走行できます。）
- ・個人で所有する場合は、自賠責保険（共済）の加入が義務付けられています。

- 家庭・地域では
- ・電動キックボードの交通ルールについて、理解を深めましょう。
  - ・無謀運転、危険・迷惑行為をしないよう呼びかけましょう。
- 運転者は
- ・買い物などの短い時間でも路上に放置せず、駐輪場を利用しましょう。
  - ・道路運送車両法の保安基準に適合した車両であることを確認しましょう。（原動機の定格出力によっては、一般原付に車両区分されます。）
  - ・自分の命を守るため、ヘルメットを着用しましょう。
  - ・運転中の携帯電話等の使用また二人乗りは禁止されています。
  - ・飲酒運転は絶対にしてはいけません。

- 職場・学校では
- ・16 歳未満は運転することができないことを指導しましょう。

### 5 二輪車の交通事故防止

二輪車事故は、自動車事故に比べると致死率の高さが顕著です。

令和 5 年上半期の都内の二輪車の交通人身事故の件数（2,889 件）は、昨年の同時期の件数（2,867 件）より増加しました。

さらに、二輪車乗用中の交通事故死者数は 19 人、（昨年同時期 19 人）と横ばいですが、全事故死者数に占める割合は約 37% で二輪車の交通事故件数の増加及び重大事故の割合が高いことがわかります。

- 家庭・地域では
- ・二輪車で無謀運転、危険・迷惑行為をしないよう呼びかけましょう。
  - ・二輪車事故の占める割合が高いことなどについて、注意喚起しましょう。
  - ・交通事故の責任や命の大切さについて、話し合いましょう。
- 運転者は
- ・カーブの手前では十分に速度を落とすなど、二輪車の性能や自己の運転技量を過信することなく、事故防止に努めましょう。
  - ・ヘルメットを正しく被り、胸部・腹部を守るプロテクターを着けて、身体を守りましょう。
- 職場・学校等では
- ・警察署と連携した二輪車実技教室を開催するなど、二輪車の特性を踏まえた安全運転を指導しましょう。

### 6 放置自転車・放置二輪車の撲滅

放置自転車は、歩行者の通行を阻害し、特に障害者や高齢者の安全な通行を脅かしています。

さらに、災害時や緊急時の交通の障害となるほか、都市景観を損なうなど様々な弊害をもたらし、大きな社会問題となっています。

- 家庭・地域では
- ・自転車・二輪車を放置しないよう呼びかけましょう。
  - ・自転車・二輪車を放置することによる社会問題を認識しましょう。
- 運転者は
- ・買い物などの短い時間でも路上に放置せず、駐輪場を利用しましょう。（放置とは、自転車から離れてただちに移動させることができない状態のことです）
- 職場・学校等では
- ・職場、学校では自転車、二輪車の駐輪場を設置し、放置自転車・放置二輪車とならないようにしましょう。

#### 第 6 運動の進め方

各関係機関・団体等は、相互に連携を図り、それぞれの所管及び地域の交通実態に応じ、運動の重点を踏まえ創意工夫を凝らした取組みを行い、本運動が区民総ぐるみの運動となるよう努めます。

#### 第 7 報 告

実施結果について、令和 5 年 10 月 6 日（金）までに、墨田区交通安全対策協議会会長あてに報告するものとします。

（提出先） 墨田区交通安全対策協議会事務局（墨田区 都市整備部土木管理課交通安全担当）  
TEL 5608—6203 FAX 5608—6410  
e-mail KOUTSUANZEN@city.sumida.lg.jp